

要 望 書

平成23年7月

社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I	平成23年度通常総会における決議	1
II	要望事項	
第1.	廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	2
1.	財政措置について	
2.	交付金の交付率の引き上げについて	
3.	交付対象事業の拡大について	
4.	廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について	
5.	災害等廃棄物処理事業について	
6.	生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について	
7.	灰溶融固化設備について	
第2.	リサイクル関連法の推進に関する要望	5
1.	容器包装リサイクル法の円滑な推進について	
2.	家電リサイクル法の円滑な推進について	
3.	食品リサイクルの推進について	
4.	廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について	
第3.	適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	10
1.	適正処理困難廃棄物に係る法整備について	
2.	廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について	
3.	家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について	
4.	廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について	
5.	石綿含有家庭用品の適正処理について	
6.	蛍光管の適正処理の推進について	
7.	廃石膏ボードのリサイクルルートの整備について	
8.	事業所から排出される紙おむつ等について	

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 ----- 12

1. 溶融スラッグの利用促進について
2. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について
3. 手数料徴収義務の円滑な推進について
4. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
5. 耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」の適正処理・リサイクルについて
6. 安定型最終処分場について
7. 灰溶融固化設備の廃止基準について
8. ボイラー・タービン主任技師の選任について
9. 再生可能エネルギーの全量買取制度について
10. 廃棄物処理法について
11. 一般廃棄物の再生処理に関する委託基準について
12. 海岸漂着物地域対策推進事業について
13. 不法投棄された適正処理困難廃棄物及び産業廃棄物の回収に係る財政支援について
14. 廃棄物の広域処理における円滑な推進について
15. 使用済み物品の適正な処理の確保について

I 平成 23 年度 通常 総会 における 決議

私たちを取り巻く地球環境は、地球温暖化等極めて厳しい状況に置かれている。我が国においては、新成長戦略に沿って温室効果ガス 25 %削減目標を長期的観点から掲げるなど、持続可能な社会づくりに向け様々な取組を行っている。

このような状況の下、我々社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、市区町村等においては、経済が長期間低迷を続けるという深刻な状況の下、財政がさらに一段と厳しく推移している中で、廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。しかし、環境問題等への社会的要請の高まりと共に 3 R の一層の推進に向けた取組みが求められるなど諸課題が山積している中で、その対応に苦慮しているところである。

国においては、持続可能な社会と成長の両立を目指して、積極的、総合的に各種施策を展開されているところであるが、なお一層地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についての努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成 23 年 5 月 26 日

社団法人全国都市清掃会議

II 要望事項

第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、各市区町村にとって大きな財政負担となっている。ついては、循環型社会形成推進交付金制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 財政措置について

(1) 安定的、長期的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上相当の事業期間と事業費が必要となるので、将来にわたって安定的に事業費を確保し、また長期間の事業に対する財政措置を講じること

(2) 補助率及び基本額の確保

補助事業として採択されている事業についても、引続き事業完了まで補助率及び補助基本額を確保すること

(3) 一括交付金の対象とする場合

一括交付金化に関して、制度の詳細などを明らかにすると共に、地域計画に掲げる従前からの施設整備に支障を生じないように必要な措置を講ずること

2. 交付金の交付率の引き上げについて

廃棄物処理施設整備には多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。交付対象事業の交付率は、原則3分の1となっているが、これを2分の1に引き上げること

3. 交付対象事業の拡大について

(1) 廃棄物処理施設の基幹改良事業の交付対象について

- ① 平成22年度から基幹改良事業が交付金制度の対象となったが、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合のみに限定されているので、二酸化炭素排出を現状から大幅に削減することが困難なもともと二酸化炭素削減効果の高い焼却施設の基幹改

良事業を交付対象とすること

- ② また、老朽化した施設の機能維持を図る際に、必ずしも二酸化炭素削減が可能とは限らない長寿命化対策のみの施設及び余熱発電による売電を行っていない自己消費だけの施設の基幹改良事業についても交付対象とすること
- ③ 循環型社会形成において極めて重要な再資源化施設（リサイクル施設）の建築物・設備機器を有効に活用するための長寿命化計画診断及び診断に基づく改良工事について交付対象とすること

（２）地域への熱供給事業

焼却施設の一部ではごみ焼却熱の有効活用を図るため地域への熱供給事業に取り組んでいる例もあり、これらのごみ焼却熱の供給事業の実施計画についても交付対象とすること

（３）廃棄物循環型処理施設基幹的施設の機能回復事業

基幹的施設の機能回復を改革的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながるため、現在沖縄県を除き対象となっていない全国の自治体を対象とすること

（４）加熱脱塩素化処理設備の設置・更新事業

ダイオキシン類の削減効果が確認されている加熱脱塩素化処理設備を既存施設に設置する場合、またダイオキシン類削減対策工事により導入された設備を改造及び更新する場合についても交付対象とすること

（５）施設周辺環境整備事業等

廃棄物処理施設の立地及び施設の整備を円滑に促進する方策として、次の事業を交付対象とすること

- ① 施設周辺環境整備事業
- ② 廃棄物処理施設の管理棟を含むすべての建屋部分
- ③ 外構（構内道路や緑地、門、囲障など）の整備
- ④ 単独で設置する普及啓発施設

（６）耐震改修事業

現行の耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により整備された廃棄物処理施設の耐震化に係る改修事業を対象とすること

４． 廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について

廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止

対策に膨大な費用を要するため、財政的な問題から早期に着手することが困難となっている。解体を行う場合でも、跡地以外に新施設を建設する場合や新施設建設後に解体工事を行うなど交付要件にあてはまらない方法で解体をせざるを得ない場合がある。そこで、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃焼却施設の解体工事について、十分な財政支援を行うこと

5. 災害等廃棄物処理事業について

(1) 浄化槽の機能回復に必要な汚泥等の処理事業

汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、汲取便槽に係るし尿汲取のみが対象となっている。同じくし尿が混入している浄化槽汚泥の収集等経費についても補助対象とすること

(2) 災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備事業

大規模災害の発生に伴い、処理能力を大きく上回る量の廃棄物が発生した場合は、適正に選別し、一時的にストックしておかなければならない。ストックヤードを整備・確保している市町村は少ないことから、整備するための財政的支援を講じること

6. 生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について

生ごみと下水汚泥を混合してメタン発酵させ、エネルギーを回収する施設を整備する場合に、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」と国土交通省所管の「新世代下水道支援事業制度」の双方を活用する先進事例がある。

こうした施設の整備は、循環型社会づくりやバイオマス・ニッポン総合戦略の趣旨にも沿うものであるため、その運用に当たっては、市区町村の使い勝手がよくなるよう積極的な支援、助成を行うこと

7. 灰溶融固化設備について

(1) 設備の運営に係る財政的な支援

灰溶融固化設備における焼却残渣の適正処理に要する経費は膨大であり、当該市区町村にとって大きな負担となっているため、設備の運営に係る財政的な支援を行うこと

(2) 財産処分承認基準の運用の緩和措置

補助金を受けて整備した灰溶融固化設備の財産処分承認基準の運用に

ついて、市町村ごとの実情や地域性を考慮し、条件の緩和措置を講じること

第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル法の円滑な推進について

平成18年6月に公布された改正容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていないという事実を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用への取組等について引続き要望する。

(1) 3Rの一層の推進

容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、消費者からの廃棄物の排出を抑制すると共に発生抑制・再使用を優先させる仕組みを全国的に構築すること

- ① デポジット制度の早期導入
- ② 飲料用容器等の規格化を進めるなど、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等を促進するシステムを構築すること
- ③ ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること
- ④ レジ袋の安易な配布を抑制するため、全国的に事業を展開しているなど一定の要件を満たす小売業者を対象に、有料化を含む実効性のある仕組みを義務付ける等の法整備を行うこと
- ⑤ ワンウェイ容器等の製造・販売や、過剰包装を抑制する法令を整備すること

(2) 関係者の役割分担の見直し

新たに市区町村への資金拠出制度が創設され一定の改善が図られたが、依然として市区町村にとって役割分担が重いため、分別収集が進むほど市区町村の財政を圧迫している。

については、

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制に向けて、事業者、拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を指導すると共に、負担軽減のため収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に係る経費について一定の負担を課すこと

- ② 法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については市区町村の負担としないこと
- ③ 事業者に対し住民が分別排出しやすいよう、分別及びリサイクルが容易な製品開発を義務付けるなど、生産から消費、廃棄の過程において資源が一層容易に循環するシステムを構築すること

(3) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進

1) 引取品質基準

現在、プラスチック製容器包装に関する公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の引取基準は一律となっているが、本来、再商品化手法によって求められる品質は異なるはずである。

については、各再商品化手法に応じた分別基準適合物を引き取る際の品質基準を定め、「容器の汚れ」などについてより分かりやすい基準とすると共に、品質には直接の影響の少ない収集袋の破袋度や効率的な分別収集のために使用している自治体指定の収集袋の異物扱いなどの評価方法については見直すこと

2) 品目の拡大

プラスチック製容器包装を引き取る際の品質基準において異物扱いとなっている指定収集袋、及び現在対象となっていないクリーニング袋については、プラスチック製容器包装と同一の素材であれば分別基準の適合物として取り扱うこと

3) 再商品化手法

実施市区町村が地域の処理能力・実情に見合ったブロック制を含めた再商品化手法を選択できるようにすること

4) 消費者からの分別・排出の促進

プラスチック製容器包装廃棄物については、その形状・素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れ・異物が除去しにくいいため分別排出に対する協力の向上につなげていない状況にある。

については、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にすると共に形状素材の単一化や汚れ・異物が容易に除去できる製品の開発などを促進すること

5) 取組状況の公表

特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う報告（容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取り

組み状況) について公表すること

(4) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度の見直しを行うこと

(5) 事業系容器包装廃棄物の減量化・資源化

事業系容器包装廃棄物のうち、家庭系と同様のプラスチック製容器包装類については、容器包装リサイクル法のルートによりリサイクルできるように見直すこと

2. 家電リサイクル法の円滑な推進について

平成20年2月に公表された、産業構造審議会及び中央環境審議会の最終報告「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に基づいて家電リサイクル法の一定の見直し検討が行われた。

については、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な家電リサイクル制度のあり方について検討することを要望する。

(1) 廃家電製品の再商品化等費用の徴収方法の見直し

家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止の一層の促進を図るため、販売時費用回収方式(いわゆる「前払い方式」)あるいは製品価格への上乗せ(内部化)に改めること

(2) 不法投棄された廃家電製品の回収等

市区町村が実施する不法投棄対策へのメーカーによる協力が自主的に行われているが、必ずしも市区町村にとって使い勝手のよいものとなっていない。そこで、不法投棄された対象機器の収集運搬費用、リサイクル費用については、製造業者等事業者が負担する仕組みとすること

(3) 対象品目の拡大

資源有効利用促進法の「指定再資源化製品」である品目及び有用な資源を含む家電製品など対象外の廃家電を対象品目に追加指定すること

(4) 使用済み小型家電等のリサイクル

電子部品等の集積度やレアメタルの含有率が高い携帯電話をはじめとした使用済み小型家電等のリサイクルについては、産業育成と資源確保の観点から、我が国の資源戦略に基づいて行われているものであり自治体における現状の収集・処理コストの負担が増大することのないよう法

整備を行うこと

(5) 地上デジタル放送開始に伴うアナログテレビの適正処理

地上デジタル放送完全移行前後に大量の排出が予想されるアナログテレビについて、その適正処理・リサイクル及び不法投棄の防止に向けて十分な対策を講じること

併せて、地デジチューナーの設置によるアナログテレビの継続利用について広報を行うこと

(6) 事業者等の指導

1) 製造業者等への指導

- ① 家電製品の長期使用を勧奨する社会システムの構築や、環境負荷のより少ない素材の使用や構造への転換、さらに、リサイクル法制度の積極的な広報の実施などについて製造業者等を指導すること
- ② リサイクル費用の更なる低減化を図り排出者の理解を得るため、リサイクル費用の低減化及び料金の算出根拠の公表については製造業者において既に行われているところであるが、更なる充実を図るよう指導すること

2) リサイクル券の取扱い

リサイクル券の簡素化及び柔軟な機器の引取りを行うこと
また、訂正されたリサイクル券の柔軟な取扱いを行うこと

(7) 特定家電の適正な処理

特定家電について、無料回収や戸別収集する業者がおり、不法投棄や不正な輸出が懸念される。

については、廃棄物処理法の処理基準や適正な処理を確保するための指導基準を明らかにすること

3. 食品リサイクルの推進について

食品リサイクル法における再利用を促進するため、広域処理等に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置について、さらに進めること

(1) 登録再生利用事業者制度

平成 19 年 12 月に食品リサイクル法の一部見直しが実施されたが、必ずしも使い勝手のよい制度設計とはなっていない。

については、広域処理を容易にするため、制度の一層の見直しを図ること

(2) 運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化

広域的な収集運搬を行うものが増えている中で、適正な処理を確保し、住民に不安を抱かせることなくごみの減量化とリサイクル意識の向上を図るため、運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化を図ること

(3) 食品リサイクル法に基づく指導と廃棄物処理法に基づく指導の連携

1) 情報の交換・共有の促進

- ① 各農政局が保有している食品関連事業者に関する情報や食品循環資源の発生量・処理量等の情報と、都道府県・市町村が保有している廃棄物の量・質等の情報について、相互の交換・共有を促進すること
- ② 各農政局が行おうとしている食品関連事業者に対する指導の方向性などの情報と、都道府県・市町村が行おうとしている廃棄物減量等に関する指導の方向性などの情報について、相互の交換・共有を促進すること

2) 協調・協同した指導・啓発

各農政局と都道府県・市町村が、食品関連事業者への立入指導などについて、協調・協同して指導及び啓発を行うこと

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための施策の推進について

市区町村では、資源ごみの分別収集の実施や、消費者への普及啓発など循環型社会の実現に向けて様々な施策を展開しており、リサイクルについては一定の成果が上っているが、廃棄物の発生抑制、再使用はいまだ十分とはいえない状況にある。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 廃棄物の発生抑制等を促進する施策の推進

1) LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進

ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者に係る製品の生産・流通の各段階における環境負荷を評価するLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進を図ること

2) 事業者の役割

拡大生産者責任の観点から、事業者に一定の負担を求めるなど事業者責任の強化を図ること

(2) 家庭系パソコンの回収・資源化

不法投棄された家庭系パソコンの再資源化費用等については、製造等

事業者による負担とすること

また、排出者がパソコンを排出する際に、本体とモニターとで製造等事業者が異なっている場合でも、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること

(3) 古紙リサイクル

拡大生産者責任に基づく事業者による回収システムの確立や再生紙使用義務付けの法制化等を含め、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担に基づく安定した古紙循環システムを構築すること

第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

市区町村の一般廃棄物処理において課題となっている適正処理困難廃棄物対策について、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 適正処理困難廃棄物に係る法整備について

廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき、平成6年3月の厚生大臣告示で廃ゴムタイヤ等の4品が指定されたが、この制度は、一般廃棄物の処理が適正に行なわれることを補完するために事業者に必要な協力を求めるものであり、スプリングマットレスのように『適正処理困難廃棄物』に指定されているが、事業者による回収・処理システムが未だに構築できないまま推移している状況である。

我々は、指定4品目以外にも適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている市区町村の一般廃棄物処理の現状を踏まえ、制度のあり方などについて要望する。

(1) 法整備の推進

- ① 製造者・販売者である事業者に対して、製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の分かりやすい表示等について、適切な措置を講ずること
- ② また、製品の特性に応じたデポジット制の導入を図ると共に、事業者による回収・処理について義務付けること
- ③ 生活の利便向上を目的として、大量に生産され消費されている製品には、新技術による複合素材などが使われており、既存の処理施設で

は対応できていないものがある。こうしたことから、生産者に対して責任の所在を明確にし、また製品の研究開発と合わせたリサイクル技術及び処理体制の確立を義務化するため、生産者によるリサイクルの仕組みづくり及び製品の引取り等について法の整備を行うこと

(2) 適正処理困難廃棄物

スプレー缶、カセット式ボンベ、使い捨てライター等の爆発・危険性、有害性を有する製品やマッサージチェア等の処理が困難である製品について、適正処理基準を策定するとともに、商品の製品化段階において廃棄物となった後のリサイクル・適正処理を反映させるため、適正処理困難廃棄物に追加指定すること

2. 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況で、処理に苦慮している状況である。

については、適正処理・リサイクルシステムを早急に整備するよう関係者を指導すること

3. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴って、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加しているが、特に注射針等鋭利なものについては、危険性及び感染性の観点から市区町村で適正に処理することが困難となっているとともに、針刺し事故も生じている。

については、

- ① 医療機関等による全国統一の回収システムを早期に構築すること
- ② 処理方法や安全性に関する識別表示の統一、義務化を図ること

4. 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進について

廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進については、平成18年2月、市区町村と関係業界との間で締結した「覚書」に基づき中身排出機構・残ガス排出機構等の装着や簡易処理機の市区町村への無償譲渡及び適正排出のための広報など種々の対策に取り組んでいるところである。しかし、未だ収集運搬・処理の過程において火災や爆発事故が後を絶たない。

については、発火事故の未然防止を強化するため、必要な措置を行うこと

5. 石綿含有家庭用品の適正処理について

石綿含有家庭用品については、日常生活の中で経年劣化・破損等によりアスベストが飛散する可能性がある。特に廃棄物として破砕処理する場合に飛散するなど、適正処理が困難である。

については、製造業者に対して自主回収、適正処理の指導を行うこと

6. 蛍光管の適正処理の推進について

有害物質である水銀を含む蛍光管について、回収・処理にかかる経費は全て自治体の負担となっている。

については、販売店・製造事業者等による自主回収・処理（リサイクル）体制を早期に確立すること

7. 廃石膏ボードのリサイクルルートの整備について

住宅エコポイントの効果もあり、建築物の解体等が増加し廃石膏ボードの発生量が増えている一方、受入れ先が少ない。

については、廃石膏ボードのリサイクルルートの整備を行うこと

8. 事業所から排出される紙おむつ等について

一般廃棄物として焼却処理を行っているが、紙おむつをジェル状に加工したもの及びてんぷら油を固めて捨てるものは、焼却すると燃えずに溶けて、焼却炉に悪影響を及ぼしている。

については、適正処理ができるよう対応策を講じること

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の市区町村のみの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 溶融スラグの利用促進について

(1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策

溶融スラグの有効利用はリサイクルの面から必要であると考えられるが、再利用できるのは、それを生成した当該市町村が発注した公共工事のみに限られている。

については、

- ① 熔融スラグをグリーン調達品目に加えること
- ② 各省庁が十分な連携のもと、国の公共工事に自治体が生成した熔融スラグを率先して買い上げ、活用する計画を策定するなど、利用を義務づけること
- ③ 広域的ストックヤードの整備等熔融スラグ有効利用を促進する施策を多角的に講じること

(2) 掘り返した熔融スラグの取扱い

熔融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋め戻し材等に利用し、後に掘り返して廃棄する場合の熔融スラグが混入した残土は、産業廃棄物として処分している状況にある。

については、基準を満たす熔融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること

(3) 熔融副産物

一般廃棄物の熔融固化物については、再生利用の観点から、スラグはJIS化されたところであるが、熔融飛灰、炉床メタル等についても利用価値が十分にあると考えられる。

については、利用価値の調査・検討を行い、再生資源として取り組むこと

2. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加するなか、廃棄物処理法施行令第4条第5項の、委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること」の適合について、議論となっている。

については、適合の具体的な判断基準を示すこと

3. 手数料徴収事務の円滑な推進について

廃棄物の収集運搬事務を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、当該手数料の滞納が後を絶たず、手数料の確実かつ効率的な徴収ができない上、受益者負担の公平性に不均衡が生じている。

については、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと

4. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

国においては、市区町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための一般廃棄物会計基準及びごみ処理基本計画策定指針を策定するなど市町村への支援のための施策を展開している。

については、市区町村の廃棄物行政に携わる職員に対しこうした施策を啓発するため研修会を実施するなど、その浸透をめざした取り組みを行うこと

5. 耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」の適正処理・リサイクルについて

一般家具・寝具類や自転車及び家電製品（家電リサイクル法の対象品以外）等大型、重量、堅固の耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」については、販売する際にリサイクル等の処理コストを製品に内在化するなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収し、リサイクルや適正処理を行う仕組みを整備すること

6. 安定型最終処分場について

安定型最終処分場について、安定5品目以外の廃棄物の混入等を完全に防止することは不可能であり、各地で問題事例が発生しているとともに、建設差し止めを認めた最高裁の判断が確定している。

については、

- ① 有機物等の付着の可能性が高いものを安定型品目から除外すること
- ② 安定型5品目以外の混入を現場で確認できる手法を確立すること。
また、地下水への影響を把握、評価する方法を確立すること。
- ③ ②が確立できなければ、構造基準を見直すこと

7. 灰溶融固化設備の廃止基準について

環境省から平成22年3月19日に、平成9年度から平成16年度に交付決定された焼却施設の灰溶融固化設備については、必要条件を満たせば廃止しても補助金の返還を要しない旨の通知が出された。

条件の一つである「最終処分場の残存容量が15年以上確保されていること」については、一般的には供用開始して間もない最終処分場を有していなければ条件に合致することは困難であると考えられる。

については、設備の廃止基準を緩和すること

8. ボイラー・タービン主任技師の選任について

電気事業法の規定では設置者がボイラー・タービン主任技師を置かなければならないとされているが、運転管理や維持補修に関して長期包括的に業務委託している場合は、委託会社において有資格者を選任することで足りるものとするよう規制緩和すること

9. 再生可能エネルギーの全量買取制度について

ごみ発電については、現在は RPS 法により売却しているが、資源エネルギー庁の電力の買取制度小委員会で行われている RPS 法の廃止と電力買取の新制度の検討においては、清掃工場の余剰電力は買い取り制度の対象外との方向性にある。

しかし、質・量共に安定している電源である一般廃棄物発電のバイオマス相当分は、低炭素社会への実現に向け大きく貢献していると共に、3R に適さない一般廃棄物のみを焼却処理していることから、買取対象としても既存リサイクル法に影響を与えることはない。

については、

- (1) 新たな買取制度においても、一般廃棄物発電のバイオマス相当分を再生可能エネルギーに位置づけること
- (2) 一般廃棄物焼却施設は、最新技術を導入し、発電効率の高い発電施設を多額の費用をかけ建設し、長期にわたり維持管理していることから、具体的な買取価格及び買取期間の設定においては、適正に配慮すること
- (3) 現在の RPS 法に基づく付加価値が削減されることのないような制度設計を行うこと

10. 廃棄物処理法について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は昭和 45 年の公布以来、廃棄物を取り巻く諸事情の変化等により改正が繰り返され、非常に複雑で多岐にわたっている。

については、誰にでも理解しやすくなるような措置を講じること

11. 一般廃棄物の再生処理に関する委託基準について

一般廃棄物の廃タイヤを他の市町村において再生処理する場合、タイヤを取り扱う事業者毎に通知等の事務手続きが必要となるが、事業者数が多い場合はその手続きが膨大なものとなっている。

については、廃棄物処理法施行令第 4 条の規定による事務手続きを簡略にすること

1 2. 海岸漂着物地域対策推進事業について

「海岸漂着物地域対策推進事業」は、平成 21 年度から平成 23 年度末までの 3 年間、地域グリーンニューディール基金の交付対象事業となっているが、漂着ごみは毎年繰り返し漂着しており、回収及び処理に必要な人員・費用は地域や自治体の大きな負担となっている。

また、当該漂着物が市町村の処理施設では処理できない場合は、市町村が単独経費で専門業者に委託しなければならない。

ついては、

- (1) 海岸漂着物地域対策推進事業の財政上の措置を恒久化すること。恒久化が困難な場合は、この有効期間を延長すること
- (2) 補助対象者を拡充すること
- (3) 補助対象事業を拡充すること。
- (4) 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向けた国際協力の推進に努めること
- (5) 離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講じること

1 3. 不法投棄された適正処理困難廃棄物及び産業廃棄物の回収に係る財政支援について

- (1) 市町村が実施している不法投棄対策について、(財)家電製品協会から支援がなされているが、不法投棄物の回収量に比例して支出が増加するのが現状であるので、財政措置の拡大を図ること
- (2) 市町村の不法投棄対策の実施に際しては、当該市町村の実情に応じた財政支援を行うこと

1 4. 廃棄物の広域処理における円滑な推進について

有効な民間業者の活用促進、保有施設における処理量の軽減及び自治体間で偏りのない排出者への案内につなげるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 9 における「一般廃棄物の広域的処理に係る特例」において認定されている「認定を受けた者及びその委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者」及び「一般廃棄物及び産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者」の氏名又は名称等の各都道府県別かつ廃棄物の種類ごとの業者一覧を作成すること

1 5. 使用済み物品の適正な処理の確保について

廃品回収業者における問題点については、平成 22 年 10 月 21 日付け「使用済み物品の適正な処理の確保について」で、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- (1) 国から地方公共団体への情報提供、事業者への適正処理の周知を徹底すること
- (2) 所管する警察、都道府県、市町村の連携とそのための仕組みづくりを検討すること

要 望 書

平成23年7月

社団法人 全国都市清掃会議